

公的研究費等にかかる管理・監査実施基準

公益財団法人がん研究会

公的研究費等にかかる管理・監査実施基準

1. 趣旨

公益財団法人がん研究会（以下「本会」という。）は、本会において公的研究費及び公的研究費に準ずる研究費（以下「公的研究費等」という。）を「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（以下「文科省ガイドライン」という。）（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）に基づき、適正に管理・監査することを目的として、本管理・監査実施基準を定める。

2. 対象範囲

①公的研究費

国や地方公共団体又は独立行政法人などの公的機関等から配分される競争的研究費を中心とした公募型の研究資金で、採択された研究事業を遂行するための研究費をいう。

なお競争的研究費とは、統合イノベーション戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）において「大学、研究開発法人、民間企業等において、府省等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの。従来、競争的資金として整理されてきたものを含む。」と定義された資金をいう。

②公的研究費に準ずる研究費

民間財団団体及び民間企業から配分される補助金、研究助成金、委託研究費、共同研究費、奨学寄付金のうち、公的研究費と同等又は準じた取扱いが求められている研究費をいう。

3. 公的研究費等の運営・管理

①公的研究費等を交付された研究者は、文科省ガイドラインで定義される最高管理責任者である本会理事長にその運営・管理を委任する。本会において、公的研究費等を研究者自身が個人で管理及び経理業務をすることは禁止する。

②最高管理責任者である理事長は、委任された公的研究費等の運営・管理について最終責任を負うものとする。

- ・理事長は、不正使用防止に関する基本方針を策定・周知するとともに、それを実施するために必要な措置を講じるものとする。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に対して、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

- ・理事長は、不正使用防止に関する基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、その審議を主導するものとする。

- ・理事長は、不正使用防止に関し、様々な啓発活動を定期的に行うものとする。

③文科省ガイドラインで定義される統括管理責任者である研究本部長は、最高管理責任者である理事長を補佐し、公的研究費等の運営・管理について本会全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。

- ・研究本部長は、不正使用防止に関する基本方針に基づき、具体的な対策を策定・実施し、その実施状況を確認するとともに、理事長に報告するものとする。

④公的研究費等の経理業務は研究本部研究管理部研究管理課にて実施する。経理事務責任者である研究管理部長がその経理業務の責任を負うものとする。

⑤文科省ガイドラインで定義されるコンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督または指導する部署において、公的研究費等の運営・管理における実質的な責任と権限を持ち、統括管理責任者の指示の下、以下の業務を行うものとする。

- ・不正使用防止に関する具体的な対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者である研究本部長に報告する。
- ・コンプライアンス研修を実施し、その実施状況を管理監督する。
- ・定期的に啓発活動を実施する。
- ・適切に公的研究費等の管理・執行が行われているか等についてモニタリングし、必要に応じて改善指導する。

本会におけるコンプライアンス推進責任者は、以下のとおり。

1) 研究本部

- ・がん研究所所長
- ・がん化学療法センター所長
- ・がんプレジジョン医療研究センター所長
- ・NEXT-Ganken プログラムプログラムディレクター

2) 病院本部

- ・有明病院病院長

⑥文科省ガイドラインで定義される防止計画推進部署である研究所所長研究室は、統括管理責任者である研究本部長とともに本会全体の具体的な対策（不正使用防止計画、コンプライアンス研修・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。

⑦本会の監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本会全体の観点から確認し、意見を述べる。

⑧本会における公的研究費等にかかる事務処理基準及び事務処理手続きについては、別に定める「公的研究費等事務取扱要領」に基づくものとする。

4. 公的研究費等に関する監査

①監査基準

文科省ガイドラインに基づき、本会における公的研究費等にかかる監査を以下のとおり実施する。

1) 内部監査

- ・本会内部監査室が毎年度実施。
- ・監査対象は内部監査を実施する年度の前年度に交付を受けた公的研究費等。
- ・監査対象とする件数は内部監査室の指示により決定する。

2) 外部監査

- ・公認会計士が2年毎に実施。
- ・監査対象は監査を実施する年度の前々年度及び前年度に交付を受けた公的研究費等。
- ・監査対象とする件数は監査を担当する公認会計士の指示により決定する。

②監査結果について

- ・内部監査並びに外部監査の実施記録については、統括管理責任者である研究本部長宛に報告書として提出する。

- ・内部監査並びに外部監査により改善指摘を受けた事項については、当該研究者は速やかに改善計画等を作成の上、統括管理責任者である研究本部長に提出する。
- ・統括管理責任者である研究本部長は、監査結果に基づき具体的な対策を策定実施し、実施状況を最高管理責任者である理事長に報告する。

5. その他

本管理・監査実施基準の改廃は経営会議の承認を得て行う。また、本管理・監査実施基準の管理は研究本部研究管理部が所管する。

平成 19 年 11 月 15 日	制定
平成 23 年 7 月 1 日	改正
平成 24 年 9 月 1 日	改正
令和 2 年 4 月 1 日	改正 (名称を「公的研究費の事務取扱基準」から「公的研究費等に係る管理・監査実施基準」に変更)
令和 3 年 7 月 1 日	改正